

自転車に乗るときは、交通ルールを正しく理解して、安全運転に努めましょう!!

生徒用

交通ルールを守る

※ 自転車はクルマの仲間です

自転車に乗る人が守るべき基本ルール

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



自転車も標識に従う義務があります

注意したい道路標識



車両通行禁止 車両通行止め 徐行 一時停止
一方通行 歩行者専用 自転車および歩行者専用 自転車横断帯

これらはすべて道路交通法違反

傘さし運転 スマホ・携帯電話使用 大音量のイヤホン等



5万円以下の罰金

並進走行 二人乗り



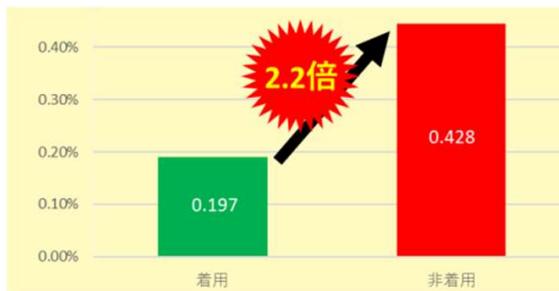
2万円以下の罰金又は料料

その他の違反 信号無視、夜間の無灯火、車道右側通行、指定場所一時不停止など

ヘルメット着用は努力義務

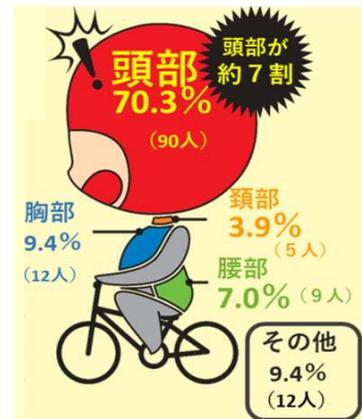
ヘルメットを着用していれば助かる命が数多くあります。

ヘルメット着用時と非着用時の致死率の比較



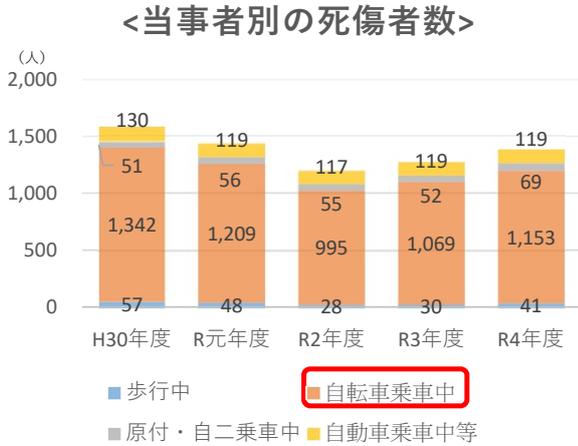
【愛知県警「ヘルメット着用啓発資料」より】

県内自転車死者の負傷主部位構成率 (H30~R4)



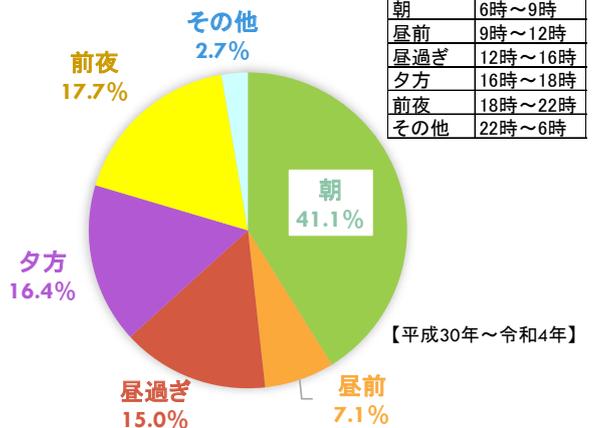
大切な「いのち」を交通事故から守る

高校生が死傷する交通事故の
約8割が自転車乗車中！



朝(6時～9時)の事故が4割超

<時間帯別死傷者数>



【愛知県警「過去5年間の高校生の交通事故データ」より】

交通事故に遭った時の対応

<被害者となった場合>

- ①警察・保護者・学校への連絡
- ②相手の住所、名前、連絡先、車両ナンバーなどを確認
- ③医師の診断を受ける

<加害者となった場合>

- ①直ちに運転を中止（止まる）
- ②負傷者の救護（助ける）
- ③警察への届出（届け出る）
- ④車両の移動など、現場で必要な措置をとる
- ⑤相手の住所、名前、連絡先などを確認する

自転車事故の加害者の責任

・ 刑事上の責任

「重過失致死傷罪」等に問われる

「罰金以上の刑」によって免許を与えられないことがある。（医師、看護師、薬剤師、栄養士 等）

「禁固以上の刑」によって資格を与えられないことがある。（教育職員、弁護士、裁判官 等）

・ 民事上の責任

損害賠償金の支払い

<高校生が加害者となった高額損害賠償例>

自転車で車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性（24歳）と衝突し、男性には重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。

賠償金額
9,266万円

・ 道義的な責任

被害者へ誠実に謝罪し、見舞い償う

・ 行政上の責任

悪質な自転車事故を起こした自転車運転手に対し、道路交通法103条1項8号を根拠に自動車運転免許の停止処分が行われることがある